

近江八幡市屋外広告物条例施行規則(令和2年近江八幡市規則第38号)新旧対照表

現行						改正後					
○近江八幡市屋外広告物条例施行規則						○近江八幡市屋外広告物条例施行規則					
(許可の基準)						(許可の基準)					
第9条 条例第15条第1項の広告物等の表示又は設置についての許可の基準は、別表第2のとおりとする。						第9条 条例第15条第1項の広告物等の表示又は設置についての許可の基準は、別表第2のとおりとする。					
2 前項に規定するもののほか、条例第9条第7項の規定により指定した特別地域における許可の基準は、別表第3の基準を適用するものとする。						2 前項に規定するもののほか、条例第9条第7項の規定により指定した特別地域における許可の基準は、別表第3の基準を適用するものとする。 <u>この場合において、同表の「産業振興区域」とは、特別地域のうち工業地域等及び国道8号沿線の区域であって、非住居系土地利用が適法になされ、屋外広告物の掲出が周辺へ与える影響が少ないと市長が認める一体の敷地をいう。</u>					
3 (略)						3 (略)					
別表第2(第9条関係)						別表第2(第9条関係)					
1 一般基準 (略)						1 一般基準 (略)					
2 地域区分ごとの基準						2 地域区分ごとの基準					
(1) 自家用広告物						(1) 自家用広告物					
許可申請の要否	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	許可申請の要否	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域
総量規制 (全ての広告物)	(略)					総量規制 (全ての広告物)	(略)				
色彩基準(電光表示板以外の全ての広告物)	(略)					色彩基準(電光表示板以外の全ての広告物)	(略)				
野立広告物(木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、土地に建植されるものをいう。以下同じ。)	(略)					野立広告物(木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、土地に建植されるものをいう。以下同じ。)	(略)				
屋上広告物(建築物の上部に突出した階段室、昇降背部に壁面があつてその高さを	設置を許可しない。ただし、1階の屋根に設置され、した階段室、昇降背部に壁面があつてその高さを	1 高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。以下	1 高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。以下	1 高さは、建築物等の高さの3分の2以下であつて、かつ、10メートル以		屋上広告物(建築物の上部に突出した階段室、昇降背部に壁面があつてその高さを	設置を許可しない。ただし、1階の屋根に設置され、した階段室、昇降背部に壁面があつてその高さを	1 高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。以下	1 高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。以下	1 高さは、建築物等の高さの3分の2以下であつて、かつ、10メートル以	

機塔その他これらに類する建築物の屋上又は建築物の屋上の工作物に表示し、若しくは設置する広告物等をいう。以下同じ。)	超えず、その壁面から2メートル以内にあるものについては、この屋上又は建築物の壁面、建築物の屋上等の水平投影面をはみ出さないものでない。	同じ。)の3分の2以下であつて、かつ、5メートル以下で2屋上等の水平投影面をはみ出さないものである。	下であること。	機塔その他これらに類する建築物の壁面、建築物の屋上又は建築物の屋上の工作物に表示し、若しくは設置する広告物等をいう。以下同じ。)	超えず、その壁面から2メートル以内にあるものについては、この屋上又は建築物の壁面、建築物の屋上等の水平投影面をはみ出さないものである。	同じ。)の3分の2以下であつて、かつ、5メートル以下で2屋上等の水平投影面をはみ出さないものである。	下であること。
壁面広告物(建築物の壁面を利用して表示し、又は設置する広告物等(突き出すものを除く。)をいう。以下同じ。)	(略)			壁面広告物(建築物の壁面を利用して表示し、又は設置する広告物等(突き出すものを除く。)をいう。以下同じ。)	(略)		
突出広告物(建築物の外壁面から突出して表示し、又は設置する広告物等をいう。以下同じ。)	(略)			突出広告物(建築物の外壁面から突出して表示し、又は設置する広告物等をいう。以下同じ。)	(略)		
電光表示板	(略)			電光表示板	(略)		
可変式照明付き広告物	(略)			可変式照明付き広告物	(略)		
(2) 自家用広告物以外の広告物				(2) 自家用広告物以外の広告物			
ア 自家用広告物以外の広告物(イを除く。)				ア 自家用広告物以外の広告物(イを除く。)			

	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域
許可申請の要否	(略)				
色彩基準(電光表示板以外の全ての広告物)	(略)				
野立広告物	(略)				
屋上広告物	設置を許可しない。		1 高さは、建築物等の高さの2分の1以下であって、かつ、5メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うものであること。		1 高さは、建築物等の高さの2分の1以下であって、かつ、5メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うものであること(安全性、視認性の向上等に必要な場合を除く。)。
壁面広告物	(略)				
突出広告物	(略)				
電光表示板	(略)				
可変式照明付き広告物	(略)				

イ 道標、案内図板その他公共目的を持った広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等

	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域
許可申請の要否	(略)				
表示内容	(略)				
色彩基準(電光表示板以外の全ての広告物)					
野立広告物	(略)				
屋上広告物	設置を許可しない。		1 高さは、建築物等の高さの2分の1以下であって、かつ、5メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うものであること。		1 高さは、建築物等の高さの2分の1以下であって、かつ、5メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うものであること(安全性、視認性の向上等に必要な場合を除く。)。
壁面広告物	(略)				

	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域
許可申請の要否	(略)				
色彩基準(電光表示板以外の全ての広告物)	(略)				
野立広告物	(略)				
屋上広告物	設置を許可しない。		1 高さは、建築物等の高さの2分の1以下であって、かつ、5メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うものであること。		1 高さは、建築物等の高さの2分の1以下であって、かつ、5メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うものであること(安全性、視認性の向上等に必要な場合を除く。)。
壁面広告物	(略)				
突出広告物	(略)				
電光表示板	(略)				
可変式照明付き広告物	(略)				

イ 道標、案内図板その他公共目的を持った広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等

	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域
許可申請の要否	(略)				
表示内容	(略)				
色彩基準(電光表示板以外の全ての広告物)					
野立広告物	(略)				
屋上広告物	設置を許可しない。		1 高さは、建築物等の高さの2分の1以下であって、かつ、5メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うものであること。		1 高さは、建築物等の高さの2分の1以下であって、かつ、5メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うものであること(安全性、視認性の向上等に必要な場合を除く。)。
壁面広告物	(略)				

突出広告物	(略)		
電光表示板	(略)		
可変式照明付き 広告物	(略)		

(3) 電柱の類を利用した広告物
(表略)

別表第3(第9条関係)

特別地域における基準

(1) 自家用広告物

許可申請の要否	総面積5平方メートル以下は、許可申請不要。ただし、許可申請不要のものであっても、各種広告物等の基準に適合させること。
総量規制 (全ての広告物)	表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。
色彩基準 (電光表示板以外の 全ての広告物)	表示面の色彩は、色相R系及びYR系では彩度6、色相Y系では彩度4、その他の色相では彩度2を超える色を使用する部分の表示面積が、全体の表示面積の20パーセント未満であること。
野立広告物	1 表示面積は、片面2平方メートル以下であること。 2 高さは、地上から3.5メートル以下であること。
屋上広告物	設置を許可しない。ただし、1階の屋根に設置され、背部に壁面があつてその高さを超えず、その壁面から2メートル以内にあるもの及び既存のもののうち周囲の景観と調和しているものについては、この限りでない。
壁面広告物	1 表示面積は、2平方メートル以下であり、かつ、短辺が60センチメートル以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 3 窓面その他の開口部については、各設置箇

突出広告物	(略)		
電光表示板	(略)		
可変式照明付き 広告物	(略)		

(3) 電柱の類を利用した広告物
(表略)

別表第3(第9条関係)

特別地域における基準

(1) 自家用広告物

種別	特別地域	特別地域のうち産業振興区域
許可申請の要否	総面積5平方メートル以下は、許可申請不要。ただし、許可申請不要のものであっても、各種広告物等の基準に適合させること。	総面積10平方メートル以下は、許可申請不要。ただし、許可申請不要のものであっても、各種地域及び各種広告物等の基準に適合させること。
総量規制 (全ての広告物)	表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。	規制基準なし。
色彩基準 (電光表示板以外の 全ての広告物)	表示面の色彩は、色相R系及びYR系では彩度6、色相Y系では彩度4、その他の色相では彩度2を超える色を使用する部分の表示面積が、全体の表示面積の20パーセント未満であること。	規制基準なし。
野立広告物	1 表示面積は、片面2平方メートル以下であること。 2 高さは、地上から3.5メートル以下であること。	高さは、地上から20メートル以下であること。
屋上広告物	設置を許可しない。ただし、1階の屋根に設置され、背部に壁面があつてその高さを超えず、その壁面から2メートル以内にあるもの及び既存のもののうち周囲の景観と調和しているものについては、この限りでない。	1 高さは、建築物等の高さの3分の2以下であつて、かつ、20メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うものであること(安全性、視認性の向上等に必要な場合を除く。)。
壁面広告物	1 表示面積は、2平方メートル以下であり、かつ、短辺が60センチメートル以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 3 窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下であること。	1 表示面積は、鉛直投影壁面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 3 窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下であること。

	所の面積の2分の1以下であり、表示面積は、2平方メートル以下であり、かつ、短辺が60センチメートル以下であること。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積は、片面2平方メートル以下であること。 突出幅は、取付壁面から60センチメートル以下であること。 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
電光表示板	設置を許可しない。
可変式照明付き広告物	設置を許可しない。

(2) 自家用広告物以外の広告物

全ての広告物	設置を許可しない。
--------	-----------

(3) 電柱の類を利用した広告物

色彩基準	表示面の色彩は、色相R系及びYR系では彩度6、色相Y系では彩度4、その他の色相では彩度2を超える色を使用する部分の表示面積が、全体の表示面積の20パーセント未満であること。
巻付け広告物	<ol style="list-style-type: none"> 目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40パーセント以上を占めること。ただし、自家用広告物の場合は、この限りでない。 下端の高さは、地上から1.9メートル以上で、広告物の長さは、1.5メートル以下であること。 広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1

	箇所の面積の2分の1以下であり、表示面積は、2平方メートル以下であり、かつ、短辺が60センチメートル以下であること。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積は、片面2平方メートル以下であること。 突出幅は、取付壁面から60センチメートル以下であること。 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
電光表示板	設置を許可しない。
可変式照明付き広告物	設置を許可しない。

(2) 自家用広告物以外の広告物

種別	特別地域	特別地域のうち産業振興区域
全ての広告物	設置を許可しない。	設置を許可しない。

(3) 電柱の類を利用した広告物

種別	特別地域	特別地域のうち産業振興区域
色彩基準	表示面の色彩は、色相R系及びYR系では彩度6、色相Y系では彩度4、その他の色相では彩度2を超える色を使用する部分の表示面積が、全体の表示面積の20パーセント未満であること。	規制基準なし。
巻付け広告物	<ol style="list-style-type: none"> 目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40パーセント以上を占めること。ただし、自家用広告物の場合は、この限りでない。 下端の高さは、地上から1.9メートル以上で、広告物の長さは、1.5メートル以下であること。 広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻きとする。 電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。 	<ol style="list-style-type: none"> 下端の高さは、地上から1.9メートル以上で、広告物の長さは、1.5メートル以下であること。 広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻きとする。 電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。

	<p>巻きとする。</p> <p>4 電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。</p> <p>5 同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500メートル以上であること。</p>		<p>1巻きとする。</p> <p>4 電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。</p> <p>5 同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500メートル以上であること。</p>	
袖付け広告物	<p>1 目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40パーセント以上を占めること。ただし、自家用広告物の場合は、この限りでない。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上で、長さは1.1メートル以下、突出幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は、片面0.9平方メートル以下であること。</p> <p>3 原則として、歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。</p> <p>4 広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。</p> <p>5 電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。</p> <p>6 同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500メートル以上であること。</p>	袖付け広告物	<p>1 目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40パーセント以上を占めること。ただし、自家用広告物の場合は、この限りでない。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上で、長さは1.1メートル以下、突出幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は、片面0.9平方メートル以下であること。</p> <p>3 原則として、歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。</p> <p>4 広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。</p> <p>5 電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。</p> <p>6 同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500メートル以上であること。</p>	<p>1 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上で、長さは1.1メートル以下、突出幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は、片面0.9平方メートル以下であること。</p> <p>2 原則として、歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。</p> <p>3 広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。</p> <p>4 電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。</p>
(4) 道標、案内図板その他公共目的を持った広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等		(削除)		
全ての広告物	設置を許可しない。			